

●香川県広域水道企業団告示第20号

令和元年香川県広域水道企業団告示第3号（水道料金等の収納事務の委託（コンビニエンスストアにおける収納事務））の一部を次のように改正する。
 令和2年5月22日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
収納事務	委託先	委託先の所在地	収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託年月日	収納事務	委託先	委託先の所在地	収納する場所（以下「コンビニ」という。）		委託期間
			提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称					提携する者の名称	コンビニエンスストアの名称	
旧高松事務所に係る水道の使用に係る料金（以下「料金」という。）及び高松市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（ <u>旧高松事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。</u> ）	略				平成31年4月1日	高松事務所に係る水道の使用に係る料金（以下「料金」という。）及び高松市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務	略				平成31年4月1日 <u>から令和2年3月31日まで</u>
旧丸亀事務所に係る料金及び丸亀市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（ <u>旧丸亀事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。</u> ）					平成31年4月1日	丸亀事務所に係る料金及び丸亀市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務					平成31年4月1日 <u>から令和2年3月31日まで</u>

<p>旧坂出事務所に係る料金及び坂出市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧坂出事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）</p>	<p>平成30年 4月 1 日</p>	<p>坂出事務所に係る料金及び坂出市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務</p>	<p>平成30年 4月 1 日から令和 3年 3月31日 まで</p>
<p>旧善通寺事務所に係る料金及び善通寺市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧善通寺事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）</p>	<p>平成31年 4月 1 日</p>	<p>善通寺事務所に係る料金及び善通寺市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務</p>	<p>平成31年 4月 1 日から令和 2年 3月31日 まで</p>
<p>旧観音寺事務所に係る料金及び観音寺市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧観音寺事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。）</p>	<p>平成31年 4月 1 日</p>	<p>観音寺事務所に係る料金及び観音寺市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務</p>	<p>平成31年 4月 1 日から令和 2年 3月31日 まで</p>
<p>旧さぬき事務所に係る料金及びさぬき市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務（旧さぬき事務所の水道料金システムを使</p>	<p>平成31年 4月 1 日</p>	<p>さぬき事務所に係る料金及びさぬき市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務</p>	<p>平成31年 4月 1 日から令和 2年 3月31日 まで</p>

<p><u>用して作成した納入通知書によるものに限る。)</u></p>			
<p><u>旧東かがわ事務所に係る料金及び東かがわ市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務(旧東かがわ事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。)</u></p>	<p>平成31年4月1日</p>	<p><u>東かがわ事務所に係る料金及び東かがわ市から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務</u></p>	<p>平成31年4月1日<u>から令和2年3月31日まで</u></p>
<p><u>旧三豊事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務(旧三豊事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。)</u></p>	<p>平成31年4月1日</p>	<p><u>三豊事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務</u></p>	<p>平成31年4月1日<u>から令和2年3月31日まで</u></p>
<p><u>旧小豆島事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務(旧小豆島事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。)</u></p>	<p>平成31年4月1日</p>	<p><u>小豆島事務所に係る料金のコンビニにおける収納事務</u></p>	<p>平成31年4月1日<u>から令和2年3月31日まで</u></p>
<p><u>旧宇多津事務所に係る料金及び宇多津町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務(旧宇多津事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通</u></p>	<p>平成31年4月1日</p>	<p><u>宇多津事務所に係る料金及び宇多津町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務</u></p>	<p>平成31年4月1日<u>から令和2年3月31日まで</u></p>

<p>知書によるものに限る。)</p> <p>旧綾川事務所に係る料金及び綾川町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務(旧綾川事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。)</p>	<p>平成31年4月1日</p>	<p>綾川事務所に係る料金及び綾川町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務</p>	<p>平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</p>
<p>旧琴平事務所に係る料金及び琴平町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務(旧琴平事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。)</p>	<p>平成31年4月1日</p>	<p>琴平事務所に係る料金及び琴平町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務</p>	<p>平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</p>
<p>旧多度津事務所に係る料金及び多度津町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務(旧多度津事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書によるものに限る。)</p>	<p>平成31年4月1日</p>	<p>多度津事務所に係る料金及び多度津町から企業団が収納を受託した下水道使用料等のコンビニにおける収納事務</p>	<p>平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</p>
<p>旧まんのう事務所に係る料金等のコンビニにおける収納事務(旧まんのう事務所の水道料金システムを使用して作成した納入通知書に</p>	<p>平成31年4月1日</p>	<p>まんのう事務所に係る料金等のコンビニにおける収納事務</p>	<p>平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</p>

よるものに限る。)

備考

- 1 提携する者の所在地は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンにあっては東京都千代田区二番町8番地8とし、株式会社ファミリーマートにあっては同都豊島区東池袋三丁目1番1号とし、株式会社ローソンにあっては同都品川区大崎1丁目11番2号とし、山崎製パン株式会社にあっては同都千代田区岩本町3丁目10番1号とし、ミニストップ株式会社にあつては千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1とし、株式会社セイコーマートにあっては北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地とし、株式会社しんきん情報サービスにあっては同都港区港南1丁目8番27号とし、株式会社ポプラにあっては広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1とし、国分グロースーズチェーン株式会社にあつては同都中央区日本橋1丁目1番1号とする。
- 2 この表において「旧高松事務所」とは、香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第1号）による改正前の香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号。以下「旧条例」という。）別表第3に規定する高松事務所をいう。
- 3 この表において「旧丸亀事務所」とは、旧条例別表第3に規定する丸亀事務所をいう。
- 4 この表において「旧坂出事務所」とは、旧条例別表第3に規定する坂出事務所をいう。
- 5 この表において「旧善通寺事務所」とは、旧条例別表第3に規定する善通寺事務所をいう。
- 6 この表において「旧観音寺事務所」とは、旧条例別表第3に規定する観音寺事務所をいう。
- 7 この表において「旧さぬき事務所」とは、旧条例別表第3に規定するさぬき事務所をいう。
- 8 この表において「旧東かがわ事務所」とは、旧条例別表第3に規定する東かがわ事務所をいう。
- 9 この表において「旧三豊事務所」とは、旧条例別表第3に規定する三豊事務所をいう。
- 10 この表において「旧小豆島事務所」とは、旧条例別表第3に規定する小豆島事務所をいう。

備考 提携する者の所在地は、株式会社セブン-イレブン・ジャパンにあっては東京都千代田区二番町8番地8とし、株式会社ファミリーマートにあっては同都豊島区東池袋三丁目1番1号とし、株式会社ローソンにあっては同都品川区大崎1丁目11番2号とし、山崎製パン株式会社にあっては同都千代田区岩本町3丁目10番1号とし、ミニストップ株式会社にあつては千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1とし、株式会社セイコーマートにあっては北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地とし、株式会社しんきん情報サービスにあっては同都港区港南1丁目8番27号とし、株式会社ポプラにあっては広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1とし、国分グロースーズチェーン株式会社にあつては同都中央区日本橋1丁目1番1号とする。

- 11 この表において「旧宇多津事務所」とは、旧条例別表第3に規定する宇多津事務所をいう。
- 12 この表において「旧綾川事務所」とは、旧条例別表第3に規定する綾川事務所をいう。
- 13 この表において「旧琴平事務所」とは、旧条例別表第3に規定する琴平事務所をいう。
- 14 この表において「旧多度津事務所」とは、旧条例別表第3に規定する多度津事務所をいう。
- 15 この表において「旧まんのう事務所」とは、旧条例別表第3に規定するまんのう事務所をいう。